

後期高齢者医療制度

市民課 ☎(32)8895

75歳以上の方と、一定の障がいがあると認められた65歳以上75歳未満の方が加入する医療制度です。

障がい認定

一定の障がいのある方が65歳になったとき、または65歳を過ぎて一定の障がいを有するときは、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。申請には次の障がい等を証明できる書類と保険証が必要です。

- ・身体障がい者手帳をお持ちの方で障がいの程度が1級から3級の方と4級の一部の方
- ・障がい年金を受給中で公的年金の障がい年金証書の障がい等級が1級または2級の方

- ・療育手帳をお持ちの方で等級がAの方
- ・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方で等級が1級または2級の方

交通事故等にあったとき

交通事故や傷害事件等、第三者の行為によって受け取ったけがや病気の治療にかかる医療費は、原則的には加害者の全額負担ですが、後期高齢者医療広域連合が一時的に医療費を立て替えることが可能です。

後期高齢者医療制度を使うときは、必ず市民課に届出をお願いします。

保険証の再交付の届出

保険証をなくしたときは届出により再交付します。

■必要なもの

身分を証明できるもの(運転免許証等)

※別世帯の方が再交付を受ける場合は委任状をお持ちください。

後期高齢者医療保険の主な給付

市民課 ☎(32)8895

高額療養費

1か月に支払った医療費が自己負担限度額を超えると、超えた分が高額療養費として支給されます(保険適用外の医療費は支給対象外です)。

該当の方には診療月の翌々月以降に申請のご案内が送られます。

また、限度額適用認定証を医療機関に提示した場合は1医療機関での支払いが限度額までとなります。交付には申請が必要です。

療養費

次のような理由で医療機関などの窓口で医療費を全額自己負担した場合は、自己負担分を除いた額が支給されます。

- ・急病などやむを得ない理由で被保険者証を持たずに治療を受けたとき
- ・医師が必要と認めた治療用装具を購入したとき
- ・骨折やねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき
- ・医師の同意を得て、あんま、はり、

きゅう、マッサージを受けたとき

- ・輸血に生血を使ったとき
- ・緊急、やむを得ない理由により海外で治療を受けたとき

葬祭費

被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対し5万円が支給されます。

特定疾病

特定疾病(人工透析・血友病・HIV)に該当する方について、申請により自己負担額が1か月1万円となります。

後期高齢者医療保険料

税務課 ☎(32)8891

保険料

保険料は、都道府県ごとに決められた保険料率をもとに、一人ひとり決まります。

被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計が保険料になります。

均等割額、所得割率、試課限度額は2年ごとに見直されます。年度途

中で資格を取得した場合は、月割計算されます。

保険料の納付

原則、介護保険料が天引きされている年金から天引きされます。

天引きの対象となる年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替により納めることとなります。

納付書払いの方は「口座振替」に切り替えると便利です。口座

振替にすれば、納めに行く手間が省け、うっかり納め忘れをすることもなく、確実に納められます。また、1度手続きをすると自動的に更新されます。

口座振替のお手続きは、下野市指定の金融機関の窓口で行えます(9ページ参照)。

※口座振替が開始されるまで申請からおおむね1か月程度要します。
※国民健康保険税を口座振替で納めていた方も改めて金融機関にて口座振替のお手続きが必要です。